

第 4 号

発行責任者
会長 木曾 則 雄

発 行 者
総 務 委 員 会 部
広 報

商連ニュース



亀岡
わくわく
ショッピング
ピングラリー

国の一はもとより、亀岡地域の経済も依然として低迷し、一向に上昇しない状況にあります。

亀岡市商店街連盟では、亀岡商工会議所と共催で、亀岡地域の経済の活性化を図るため、亀岡市の支援を受けて昨年度のプレミアム商品券発行事業に引き続き、本年度「亀岡わくわくショッピングラリー」事業を実施いたしました。この事業は、第一弾・中元時期と第二弾・歳末時期の二回に分けて、第一弾は賞品総額二千五百万円、第二弾は賞品総額四千七百万円で実施いたしました。いずれも抽選くじで賞品が当たる仕組みで、高額の賞品が当たるため消費者に楽しんでお買物をしていただき、その結果として商店街や個店の販売促進を図ることを目的としたものです。また第二弾では、更に魅力を出すため、亀岡市商店街連盟が独自企画で、ラスベガスへの海外旅行をペアーで6組招待することを合わせ実施いたしました。第一弾はドリム・ジャンボの二種類の抽選くじによる事業を展開いたしました。消費者の方から複雑でわかりにくいという苦情がある中、第二弾はより簡単に、抽選くじをドリムの一種類のみにして、またできるだけ多くのお客様に当たってもらえるよう高額賞品の本数を減らし、その分少額の賞品の本数を第一弾に比べて大巾に増額して事業の展開を図りました。

さる一月十四日、第二弾の歳末時期の事業の公開抽選会がガレリアかめおかの大広間で開催されました。公開抽選は亀岡観光キャンペーン隊の皆さんの華やかな服装の応援の中、中澤亀岡商工会議所副会長・木曾亀岡市商店街連盟会長のあいさつに続き、田中潤亀岡市助役のあいさつを受け、大勢の来場者を迎えてにぎにぎしく行なわれ、高額の賞品金額の当選番号が決まっていく中、来場者は一喜一憂し、盛りあがりのうちに無事終了いたしました。

ひるがえって今回事業が抽選くじによる事業展開であったので、果たして商業の活性化につながったかの意見もありませんが、この困難な時期にあったが故に、私たちは活性化に有効な効果を挙げ得たものと考えております。

私たち商業者は今後とも亀岡地域に密着した商業として事業の展開を図り、亀岡地域の街づくりにより商業が必要不可欠な存在として頑張って参りたいと存じますのでよろしくご協力をお願いいたします。

華やかな春まつりに参加

例年五月三日、ゴールデンウィークの恒例行事として親しまれている「亀岡春まつり」が昨年は市制四十五周年を記念して例年になく華やかに行なわれました。

亀岡春まつりは、武者行列を中心に亀岡太鼓連合会・天理教鼓笛隊・高校バトン・ブラスバンドなどが参加して行なわれましたが、亀岡市商店街連盟でも数年前から、各商店街の存在を認めて



もらうためのPRと同時に祭りを盛りあげるために積極的に参加しております。今年はずどもみこしを飾り付けた軽自動車に各商店街名を書いた立看板をつけPRに努めるとともに、クリーンキャンペーンの一翼を担い、沿道の見物人にゴミ袋を配りながら市街地を練り歩きました。

商店街活性化についての研修会開催

昨年十一月七日に品川区商店街連合会副理事長綱島信一氏を迎えて「がんばれ商店街」の研修に引き続き、十一月二十四日、日本イベントプロデューサー協会副理事長兼商店街活性化委員長小坂善治郎氏を迎え「商店街（イベント事業）活性化セミナー」をガレリアかめおか二階研修室に於いて開催いたしました。

いずれも昨今の厳しい経済情勢の中で何とか元気な商店街を取戻そうというねらいで実施したもので、多数の会員の皆様の参加をいただき成功裡に終了いたしました。

綱島先生は元気な商店街をつくるにはそれぞれの個店の営業が伸びない理由をとすれば行政等の援助がないことや他の原因に課すことにしがちですが、そうではなく自らの力で自らが積極的にやっていく強い姿勢と努力以外にないことを強調されました。

一方、小坂先生からは商店街のイベントの動向について具体的に長崎県小浜町における商業開発促進事業の取組みの事例の中でこれからの時代は、高齢者・障害者に対応できるやさしい街づくりが必要であること、及び市内商店街で亀岡市の補助金を受けて平成十二年度に実施したイベント事業について、九商店街から概要を発表、それぞれアドバイスを受けました。

またイベントの企画・立案について、その基本的な方式についての説明と同時にイベントを成功させるためには、そのプロセスに参加してもらう仕組みが大切であることが話された。



トピックス

二十一世紀に夢を託して

本梅町繁栄会会長 大西竹次



二十一世紀と云えば数年前までは関心も薄いものであったが、さて二十一世紀到来となると、百年に一度と云う歴史の節目でもあり、何か全ての事が大きく変わろうと、又変わっている事を痛感しています。改めて私達地域の小さな組織がしかも全く異なった職種物販や製造業、或は建築・土木・木材・塗装・水道・旅館等々が点在し、それぞれが得意先を本梅町外に求めて努力しているのが現状であります。その意味から云うと多少でも本梅・畑野町繁栄に寄与しているのではないかと身勝手な解釈をしているところです。唯一物販は畑野町と本梅町でそれぞれ一店舗のみであり、全くさみしい限りである。他町の商店街等に比べると全くその機能は持っていないのです。上部組織の亀岡市商店街連盟に該当しないのではと思われるくらいであります。反面この平成の大不況の風はとどまる事なく職種を選ばずもろに吹き荒れている現状を見る時、この二十一世紀こそ零細な商工業者一丸とな



食材を重点にスーパー形式で販売に努力している「かね新商店」

ってその方向性を「出して行かねばならないと痛感しております。本梅町や畑野町の様なところでは物販を主体とした組織づくりは無理であり、自ずからいろいろな職種の零細な商工業者十三名がその少人数の利点を生かし、異業種間交流の名のもとに年二回ぐらい食事を囲みながら、IT革命に代表される二十一世紀の商売のやり方、又それぞれの店の合理化の話や情報交換をしながら自分の店だけでは気付かなかった意見を参考にしながら研鑽に務めております。今後は本梅町の様な小さな組織は他町との地域間の交流もますます大切かと思っております。当分は現状の様な取り組みで進めながら、会員皆で知恵を出し合いながら努力して行きたいと思っておりますので市域の会員の皆様の暖かいご指導を宜しくお願いします。

安町商店街の現状と課題

安町商店街専務理事 松本光雄

都市として亀岡が世上に現われたのは、明智光秀による亀山城築城と城下町形成に際してであり、安町はこの亀山城下に隣接した場所にあり、しかも山陰街道に面していたこともあって、次第に商店の立地が見られるようになり、現在の商店街を形成しています。

亀岡市はその後、京都市の外縁都市として人口の定住を受け止める場所として発展を続け、モータリゼーションの進行が著しくなり、しかも市内で大型店の進出が続く中で新たな商業秩序を確立する必要がある。九年度に「商業近代化地域計画」が、昭和五十六年度に「基本計画」、五十九年度に「実施計画」の策定が進められ、その結果、安町商店街では道路のインターロッキング舗装、建築条例等が出来、商店街の一層の整備を図る手段としてコミュニティマーケット構想モデル事業の指定獲得にこぎつけたのであります。この構想に従い、協調建替え店舗をはじめ、個店の近代的建替えや改装改築が進められたが、当初の計画通り完成した

とはいえないのが現状であります。安町商店街は、一次商圏（八百m以内）にJR亀岡駅を中心とする駅前商業集積ゾーン、亀岡会館を中心とする教育文化ゾーン、市役所を中心とする行政ゾーン、地域コミュニティ施設「ガレリアかめおか」等の中心部に位置し、クニツテルフェルト・ふれあい両幹線道路とそれらを結ぶ余部安町線を活かし、今後は「緑橋」を中心として、追分・北町・河原町各商店街を含め、街道型から面的広がりのある商業ゾーンの確立を図ることが急務であると考えます。



◆大型店情報◆

マツモト荒塚店昨年末にオープン

さる2000年十二月十六日かねてより懸案でありましたマツモト荒塚店が開店いたしました。旧法となりました大店法の京都府大規模小売店舗審議会にかかる亀岡市域における最後の新規案件として申請されておりました。

経過は、マツモトからの法第五条第一項の申請が平成十一年十月十四日に出され、十一月十一日に意見聴取会を消費者三名、小売業者三名、学識経験者三名、で構成してマツモトからの説明と各委員による意見聴取が活発な議論の元になされました。これをもとに平成十一年十二月十三日亀岡商工会議所からの意見書として提出されました。

明けて平成十二年一月二十八日京都府大規模小売店舗審議会が開かれ調査審議がなされ、左記の通り議決されました。今までの大店法が廃止されようという切羽つまつたなかでのギリギリの攻防でした。

一、審議結果

開店日 平成十二年六月十五日以降
(審議結果)届出通り
 店舗面積 2,101m²
(審議結果)届出通り
 閉店時刻 午後九時
(審議結果)届出通り
 休業日数 年間十五日
(審議結果)年間十八日以上

核テナント及び大型小売業者に該当しない小売業者の未届け分については、

開店日 平成十二年六月十五日以降
 店舗面積 306m²以下
 閉店時刻 午後九時以前
 休業日数 年間十八日以上
 とする。

二、結審理由

当該店舗は、後背には旧市街地を有し、周辺に官公署、事務所ビルが建ち並ぶ業務用地区に位置する。今回の出店も、豊富な品揃えとサービスの提供により、

多様化する消費者ニーズに応えようとするものであり、消費者利益の増進及び地域住民の生活利便性の向上に寄与することが期待される。

法定商圏内には、旧来からの商業集積が形成されているが、その業種が家具、衣服等の買回り品中心であることから、最寄品中心の当該店舗との競合は比較的小さいものと予測され、今回出店による周辺の中小小売業への影響は相対的には小さいものと考えられる。

意見聴取結果、亀岡商工会議所の意見にも配慮しつつ、消費者の利益の保護、周辺の中小小売業の事業活動の適正な確保等の観点から総合的に判断した。

以上が結審の内容です。大店法が廃止され、代わって「大規模小売店舗立地法」「中心市街地活性化法」「都市計画法改正」の三法が出揃い大型店の出店調整が、経済規制から環境面などの社会規制へ転換されました。二十一世紀の商業、商店街はさらに厳しい時代を迎えているように思えます。

編集後記

新しい総務委員会より、初めての「商連ニュース」をお届けします。出来ばえにご不満かもしれませんがご容赦下さい。

編集者名

畑 忠夫
 酒井 和生
 木村 治朗
 山村 高生
 中川 征男

